環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十六号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十四条」に、「第二十三条―第二十七条」を「第二十五条―第二十九条」に、「第二十八条―第三十三条」を「第三十条―第三十四条」に、「第三十四条―第三十九条」を「第三十五条―第四十条」に、「第四十条―第四十四条」を「第四十一条―第四十五条」に、「第四十五条―第四十七条」を「第四十六条―第四十八条」に、「第四十八条」を「第四十九条」に、「第四十九条」を「第五十条」に改める。

第三条第一項第三十一号中「第二十四条第四号」を「第二十六条第四号」に改め、同項第三十二号中「第十七条第四号」を「第十九条第二号」に改め、同項第三十六号中「こと（」の下に「地方公共団体が行う」を加え、「地方公共団体実行計画」を「地域の脱炭素化」に、「第二十一条第一項」を「第二条第六項」に、「第十七条第五号において」を「以下」に改め、「その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制」を削り、「に限る」を「及び環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二十二条に定めるところにより行う事務に限る」に改め、同項第四十二号イ中「（平成五年法律第九十一号）」を削り、同号ニ中「第十八条」を「第十七条及び第二十条」に改め、同条第二項中「第四十八条第二項第二号」を「第四十九条第二項第二号」に改める。

第四条第一号及び第二号中「こと」の下に「（地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものを除く。）」を加え、同条第十号中「第四十三条第一号」を「第四十四条第一号」に改める。

第五条第六号中「第三十六条第五号及び第三十七条第二号」を「第三十七条第五号及び第三十八条第二号」に改める。

第七条第一号中「第四十二条第四号及び第四十四条第六号」を「第四十三条第四号及び第四十五条第六号」に、「第二十一条第一号」を「第二十三条第一号」に、「第四十二条第三号」を「第四十三条第三号」に、「第四十一条第二号」を「第四十二条第二号」に改める。

第十一条の見出し中「及び」を「、地域脱炭素推進審議官及び」に改め、同条第一項中「及び審議官五人」を「、地域脱炭素推進審議官及び審議官四人」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　地域脱炭素推進審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する重要事項のうち地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十二条第一項中「七課」を「八課及び参事官一人」に改め、「環境計画課」を削り、「環境影響評価課」を「環境影響評価課　地域政策課　地域脱炭素事業推進課」に改める。

第十六条第六号中「環境計画課及び環境経済課」を「環境経済課及び地域政策課」に改め、同条第七号中「環境計画課及び環境経済課」を「環境経済課及び参事官」に改め、同条第八号中「（試験研究機関に限る。）」を削り、同条第十号中「第十八条」を「次条」に改め、同条第十六号中「環境計画課、環境経済課及び環境影響評価課」を「環境経済課、環境影響評価課、地域政策課、地域脱炭素事業推進課及び参事官」に改める。

第十七条を削る。

第十八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に限る。）。

第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地域政策課の所掌事務）

第十九条　地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　国土利用計画のうち全国計画の作成に関すること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。

三　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものに限り、地域脱炭素事業推進課の所掌に属するものを除く。）。

四　大阪湾臨海地域開発整備法の施行に関すること。

五　環境省の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

第四十九条を第五十条とする。

第四章中第四十八条を第四十九条とする。

第三章中第四十七条を第四十八条とし、第四十六条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とする。

第二章第三節第五款中第四十四条を第四十五条とし、第四十三条を第四十四条とする。

第四十二条第四号中「第四十四条第六号」を「第四十五条第六号」に改め、同条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とする。

第二章第三節第四款中第三十九条を第四十条とし、第三十四条から第三十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十三条を削る。

第三十二条第一号中「に係る環境基準及び」を「及び土壌の汚染に係る環境基準並びに」に改め、「含む。）」の下に「及び土壌の汚染」を加え、「（土壌環境課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第二号中「同じ。）」の下に「、土壌の汚染及び地盤の沈下」を加え、「（土壌環境課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第九号中「含み、地下水を除く。）」を「含む。）、土壌及び地盤」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

第二章第三節第三款中第三十二条を第三十四条とし、第二十九条から第三十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十八条中「五課」を「四課」に改め、「土壌環境課」を削り、同条を第三十条とする。

第二章第三節第二款中第二十七条を第二十九条とし、第二十六条を第二十八条とする。

第二十五条第二号中「第二十七条」を「第二十九条」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条第二号及び第三号中「こと」の下に「（地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものを除く。）」を加え、同条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とする。

第二十二条中「参事官は」を「第十二条第二項の参事官は」に改め、第二章第三節第一款中同条を第二十四条とし、第二十一条を第二十三条とする。

第二十条第二号中「第四十八条第二項第二号」を「第四十九条第二項第二号」に改め、同条を第二十二条とし、同条の前に次の二条を加える。

（地域脱炭素事業推進課の所掌事務）

第二十条　地域脱炭素事業推進課は、環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関する事務（地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に係る地方公共団体及び事業者等が行う事業への支援に関するものに限る。）をつかさどる。

（参事官の職務）

第二十一条　第十二条第一項の参事官は、地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務をつかさどる。

附則第五項を附則第七項とする。

附則第四項中「第四十条」を「第四十一条」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第三項の前の見出しを削り、同項中「第四十条」を「第四十一条」に改め、同項を附則第五項とし、同項の前に見出しとして「（環境再生・資源循環局参事官の設置期間の特例）」を付する。